

京都市立体育館競技場・会議室使用料金表

1 競技場及び会議室の使用料金

区分				使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	全日	
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
競技場	第1競技場	全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	円 17,670	円 23,370	円 29,520	円 63,480
					土曜日、日曜日及び休日	20,930	27,780	35,340	75,690	
				その他の催物に使用する場合	平日	70,220	92,780	117,890	252,900	
					土曜日、日曜日及び休日	84,060	111,040	141,500	303,020	
				入場料を徴収し、又はこれに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	53,830	70,460	90,110	193,020
					土曜日、日曜日及び休日	64,410	84,990	108,140	231,850	
					その他の催物に使用する場合	平日	175,580	231,620	294,640	631,740
	土曜日、日曜日及び休日	201,160	265,690	338,020	724,420					
	営利を目的とする場合	平日	278,600	367,780	468,020	1,003,020				
	土曜日、日曜日及び休日	335,340	442,550	563,250	1,207,100					
	部分使用		5,810	7,430	9,530	20,460				
	第2競技場	全面使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	6,970	9,170	11,740	25,110
					土曜日、日曜日及び休日	8,360	11,160	14,060	30,340	
				その他の催物に使用する場合	平日	10,690	13,820	17,670	37,900	
土曜日、日曜日及び休日					12,660	16,730	21,150	45,460		
アマチュアスポーツに使用する場合				平日	6,970	9,170	11,740	25,110		
				土曜日、日曜日及び休日	8,360	11,160	14,060	30,340		
				その他の催物に使用する場合	平日	12,660	16,730	21,150	45,460	
土曜日、日曜日及び休日				15,230	20,100	25,450	54,870			
営利を目的とする場合				平日	20,930	27,780	35,340	75,690		
土曜日、日曜日及び休日				25,690	33,940	43,250	92,670			
部分使用		3,360	4,410	5,570	11,970					
会議室	第1会議室		2,550	3,360	3,360	8,250				
	第2会議室		4,410	6,970	6,970	16,620				
	第3会議室	第1競技場の全面使用との併用使用	1,500	2,200	2,200	5,460				
		第1競技場の全面使用との併用使用	4,410	6,970	6,970	16,620				
	第4会議室		1,500	1,740	1,740	4,650				
	第5会議室		2,320	2,660	2,660	6,970				
	第6会議室		1,160	1,270	1,270	3,480				
	第7会議室		1,160	1,270	1,270	3,480				
	第8会議室		1,160	1,270	1,270	3,480				
	第9会議室		1,160	1,270	1,270	3,480				
	第10会議室		2,320	2,660	2,660	6,970				
附属設備	各附属設備ごとに、1使用時間区分につき6万9,760円（全日については、17万4,420円）を超えない範囲内において規則で定める額又は1時間につき2万3,260円を超えない範囲内において規則で定める額									

備考

- 1 この表は、競技場及び会議室を個人使用する場合以外の場合について適用する。
- 2 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合は、催物の種別に応じて、この表に定める額のそれぞれの2分の1に相当する金額とする。
- 3 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する使用料の額は、午前の部については午後の部の使用料の額を、午後の部、夜の部及び全日については夜の部の使用料の額をそれぞれ基準として知事が定める。この場合において、1時間未満は1時間とみなす。
- 4 競技場の冷暖房施設を使用するときは、実費相当額として知事が定める額を加算する。
- 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2 トレーニング場の使用料

区分	使用時間	午前9時から午後9時まで
トレーニング場（個人の使用に限る。）	1回につき	400円

備考

トレーニング場以外の場所で知事が指定するものを個人使用する場合における使用料の額は、この表に規定する額とする。